

第2 各論（施策・事業の展開）

各論では本計画で取り組む4つの柱に【目標】を掲げ、その実現に向けて設定した11個の施策について、【現状と課題】、【施策の方向性】、【重点事業および主な取組事業】を示しています。

■ 各章の構成

1 柱ごとに設定するもの

【目標】

※ それぞれの柱を構成する各施策を実現することにより目指す目標です。

2 施策ごとに設定するもの

【現状と課題】

※ 施策設定の背景となる、練馬区の現状と課題を説明しています。

【施策の方向性】

※ 【現状と課題】を踏まえた、本計画において推進する施策の方向性を示しています。

【重点事業と主な取組事業】

※ 【施策の方向性】に基づき、「重点事業」と「主な取組事業」に分けて示しています。

重点事業においては、施策で重点的に取り組む事業について、事業名、事業概要、現状（平成24年度）（見込み）および目標（平成29年度または平成34年度）を説明しています。

また、主な取組事業については、重点事業以外の主要な事業について事業名と事業概要を説明しています。

※ 施策によっては、いずれか一方しか設定していないものもあります。

第1章 医療連携体制の整備

1 目標

中核となる医療施設と身近な医療施設が適切に配置されるとともに、これらの医療施設の機能が疾病の各段階において適切に提供されるよう医療提供施設間の連携体制を確立する必要があります。

病病（病院と病院）連携、病診（病院と診療所）連携および疾病や事業ごとの医療連携体制を構築していきます。

2 各施策

(1) 施策1 病病連携・病診連携の推進

ア 現状と課題

限られた医療資源を有効に活かし、誰もが、身近な地域で、適切な医療が受けられるようにするためには、初期診療や慢性疾患で症状が安定している場合などは近くの診療所（かかりつけ医）で、また専門的な検査・診察・入院が必要な時は病院で受診できるように、医療機関が役割に応じて機能を分担しながら、各々連携を図るという医療連携体制の充実が必要です。

区においては、練馬区医師会が「かかりつけ医機能推進事業」の取組を継続する形で、順天堂練馬病院、練馬光が丘病院、練馬総合病院の協力を得て「医療機能連携推進委員会」を開催し、医療連携の推進を図っています。

また、将来を見据えた医療連携を推進するためには、情報通信技術を活用した医療情報の共有化を進めることが大きな課題となります。患者の受診歴、検査結果を医療機関等で共有することで、効果的な処方や効率的な医療提供が可能となり、患者にとっても不要な検査がなくなるメリットがありますが、一方で患者の個人情報の保護の観点から慎重な扱いが求められます。今後のインターネット環境の進化を踏まえるとともに医療情報の機密性に十分配慮しながら、医療連携ネットワークを構築していく必要があります。

(7) 紹介・逆紹介の状況

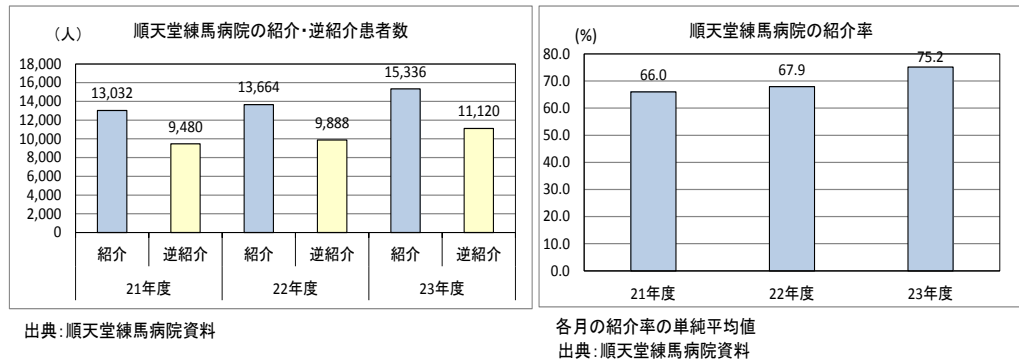
a 順天堂練馬病院

紹介患者数、逆紹介患者数は増加しています。また、平成23年度の紹介率は75.2%で、紹介率も増加しています。このような実績が評価され、平成23年9月に「地域医療支援病院」に承認されました。

「地域医療支援病院」とは、地域の病院、診療所などを後方支援するという形で医療機能の役割分担と連携を目的としています。地域医療支援病院の主な役割は次のとおりです。

- ・地域の医療機関からの紹介患者に対する医療の提供
- ・医療機器の共同利用
- ・救急医療の実施

・地域医療機関の医療従事者の資質向上のための研修



b 練馬光が丘病院

平成24年4月1日の開院後、12月末までの紹介患者数は合計3,789件で、紹介率は38.9%でした。また、この間の逆紹介患者数は合計2,678件でした。紹介・逆紹介患者数は月々増加しており、今後、地域医療の中核的病院として、さらに継続的に紹介率の向上に努めていきます。

また、医療ソーシャルワーカーを配置した「地域連携相談センター」を設置しており、区内の医療機関等との連携を積極的に行っています。

c 練馬総合病院

平成23年度の連携医療機関は906施設、紹介件数は5,186件で紹介率は36.8%でした。また、逆紹介については2,544件（逆紹介率54.6%）でした。

地域連携の推進のため、「練馬地域連携の会」、「練馬区・豊島区 糖尿病区民公開講座」、「城西地区創傷ケアフォーラム」、「練馬救急勉強会」等を開催し、情報交換や研究を重ねています。

さらには、インターネット回線を通じて複数の医療機関が、医療情報を共有する医療連携ネットワークシステムの開発、運用を行っています。同システムでは、患者本人の同意を前提に、ネットワークに参加する医療機関での受診歴、治療、検査の情報共有が可能となり、より確かな診療を行うことができるほか、血液検査、MRI・CT・超音波・内視鏡等画像検査、処方重複を防止、安全で効率的な医療の提供が可能となりました。

イ 施策の方向性

区は、診療所と病院とが各々の機能を分担するとともに連携を図り、区民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携の推進に取り組みます。

そのためには、「かかりつけ医」が区民により身近な存在であることが必要です。区は練馬区医師会と協力して、医療機能連携推進委員会の開催を通じ、紹介・逆紹介を円滑にし、「かかりつけ医」を持つことを促進していきます。

一方、病院の機能や特性による機能分担を進め、病院間の円滑な連携を図るため、区内病院の医療連携担当者を構成員とする連絡会を設置し、医療連携機能を有機的に結び付けるシステムを構築します。

また、練馬区医師会で運営する医療連携センターを始め、区民向けにかかりつけ医の推奨、健康講座等練馬区医師会で実施する事業を支援することで、区民が医療情報を適切に活用できるように努めます。

さらに、順天堂練馬病院運営連絡協議会や練馬光が丘病院運営連絡協議会において、引き続き医療連携の推進について協議していきます。

ウ 重点事業および主な取組事業

《重点事業》

事業名・事業概要	現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
（仮称）医療連携連絡会の設置 区内病院の医療連携担当者を構成員とする連絡会を設置し、病院間の医療連携機能を有機的に構築する。	検討	設置、運営 25年度設置

《主な取組事業》

事業名	事業概要
地域医療推進事業補助	練馬区医師会が実施する地域医療推進のための事業に要する経費の一部を補助することにより、区の地域医療の充実を図る。 (a) 区民健康づくりセミナー実施などの区民啓発 (b) 医療連携センターの運営 医療検索システムを整備し、かかりつけ医の案内を行う。 （平成23年度紹介件数：2,164件） (c) かかりつけ医機能推進のための事業 (d) 区内診療所と病院間の医療機能の連携 (e) 在宅医療推進のための研修 (f) その他、地域医療推進のための事業
順天堂練馬病院運営連絡協議会 練馬光が丘病院運営連絡協議会	病院の運営に区民等の意見を反映させるため、区民、区議会議員、学識経験者、区職員で構成される協議会を各病院で設置・運営している。 協議会開催回数 年2回

(2) 施策2 疾病ごとの医療連携の推進

ア 現状と課題

急性期から回復期・維持期にわたる切れ目のない医療を区民に提供するためには、医療連携の推進が欠かせません。がん医療、脳卒中医療、急性心筋梗塞医療、糖尿病医療については、東京都保健医療計画において二次保健医療圏ごとの連携強化が示され取組が進んでいます。特に、脳卒中医療では東京都脳卒中急性期医療機関リストの

作成、急性心筋梗塞医療では東京都CCUネットワークにより医療機関の連携体制が構築されています。また、糖尿病医療については練馬区独自に糖尿病医療連携検討専門部会を設置し、区内医療機関・薬局等のネットワークの充実を図っています。今後は、精神疾患医療も含め、疾病ごとの医療連携をさらに充実する必要があります。

(7) がん医療

がんと診断された場合、患者や家族に大きな不安が生じることから、がんに関する情報を提供するとともに、適切な治療方法を選択できるよう、こころのケアも含めたアドバイスを行うことが重要とされています。

治療の初期段階から在宅療養までの様々な場面において切れ目なく緩和ケアを提供していくため、「拠点病院」、「認定病院」等を中心に、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所、薬局などによる地域連携を推進していくことも重要となります。

また、家庭での治療を希望する患者のために、在宅における療養生活の質の向上を実現し、安定した生活が送れるように、在宅療養体制の充実を図る必要があります。

都は、「拠点病院」、「認定病院」、国立がんセンター中央病院および東京都医師会が協力し、都内医療機関が共通に使用できる5大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）と前立腺がんの地域連携クリティカルパス⁴⁶「東京都医療連携手帳」を整備し、運用しています。

「東京都医療連携手帳」は、医療連携の説明、診療予定表、診療情報記載欄、病気および日常生活の注意事項などから構成され、かかりつけ医と専門医がきめ細かい診療情報を共有できるとともに、患者さん自身も今後の診療計画を知ることで安心して治療に臨むことができるようにするものです。

これまでのがん治療は、集学的治療⁴⁷において手術療法が主流を占めていましたが、今後は化学療法や放射線治療法を推進することが求められていることから、これらに対応できる外来診療を充実させ、「拠点病院」「認定病院」等を中心に地域の医療機関が連携を図り、区民が身近な医療機関で通院治療ができる体制を構築していく必要があります。

さらに、薬物療法も進んでいることから、特に在宅における医療安全を高めるために薬局との連携を深めることも重要になります。

(4) 脳卒中医療

患者の早期社会復帰には、治療からリハビリテーションに至る切れ目のない医療が求められており、地域連携クリティカルパスを作成し、脳卒中を発症した患者が急性期病院から円滑に回復期、維持期の医療機関を受診できる仕組みの構築が必要となります。

都は平成20年4月に「東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱」を制定し、脳卒中救急搬送体制の構築や連携方法等について「東京都脳卒中医療連携協議会」、「脳卒中医療連携圏域別検討会」を設置し、検討しています。

東京都脳卒中医療連携協議会は、脳卒中連携について、救急搬送体制、標準的地域連携クリティカルパスの作成など、都全域で統一的に定める事項、広域的に対応すべき事項を取り扱います。

脳卒中医療連携圏域別検討会は地域連携クリティカルパスの作成、二次保健医療圏内の脳卒中医療連携に関する情報の共有化など、地域において検討すべき事項を取り扱うために、原則として、東京都保健医療計画で定める二次保健医療圏を単位として設置されます。

地域における脳卒中患者の状況や医療資源を把握し、脳卒中の中核的病院を中心に、医療機関だけでなく、介護サービス事業者とも連携し、取組を進めることが重要となります。

(ウ) 急性心筋梗塞医療

都は、東京都保健医療計画において、急性心筋梗塞の中核的病院、東京消防庁、医療関係団体の代表などが中心となり、都全域における救急搬送の仕組みを基盤とする、適切な心臓リハビリテーションの実施や在宅復帰への取組を含めた、医療連携体制づくりを進めていく方向性を示しています。

その際、救急搬送については、CCUを設置した医療機関に適切に搬送可能な仕組みを強化するとし、研究会等により CCU 医療機関相互の診断・治療能力のレベルアップを図っていくこととしています。また、急性期医療の提供後は、患者の早期離床や再発防止等を目指した心臓リハビリテーションの実施が重要となるため、CCU 医療機関における心臓リハビリテーションの実施状況の把握を行うとともに、各医療機関の連携に基づいた心臓リハビリテーションプログラムの円滑な実施を進めていくこととしています。

さらに、患者の在宅復帰にあたっては、CCU 医療機関や地域の医療機関の具体的な役割や患者の退院後の生活における留意事項を提示する地域連携クリティカルパスの普及を推進していくこととしています。

(イ) 糖尿病医療

都では、糖尿病に関する医療連携体制を構築するため、東京都糖尿病医療連携協議会および各二次保健医療圏単位に糖尿病医療連携推進検討会を設置し検討を行っています。平成 21 年度は、都内の取組状況の把握等、平成 22 年度は医療連携ツールの検討を実施しました。

また、東京都区西北部糖尿病医療連携推進検討会では、平成 21 年度から、各地区の状況を把握するとともに、糖尿病フローチャート（下敷き）の検討を行い、平成 22、23 年度に作成しました。

一方、区では、練馬区医師会と協力して練馬区糖尿病医療連携検討専門部会を開催し、次の事項を検討し、連携体制の充実を図っています。

- ・ 専門医療機関による治療・管理が必要な場合はかかりつけ医から専門医に紹介し、症状が安定した場合には専門医からかかりつけ医への逆紹介を推進するな

ど、身近な地域における医療連携体制の確保

- ・ 重度合併症に関する専門医療機関との連携体制の構築
- ・ 住民自ら生活習慣を改善するために必要な情報の提供や啓発活動
- ・ 糖尿病について実施可能な治療等の医療資源調査、糖尿病治療を行う医療機関リストの作成
- ・ 医師に対する糖尿病研修

平成 21 年度には、区内の 153 医療機関からなる「練馬区糖尿病医療連携ネットワーク 医療機関名簿」、平成 23 年度には「練馬区糖尿病連携医療機関マップ」を作成し、練馬区における病院・診療所等との連携体制を構築しています。

既存病院と糖尿病の専門治療機能を担う一般診療所・歯科診療所・薬局との情報の共有化、技術的な協力を進め、練馬区糖尿病医療連携ネットワークをさらに拡充していくことが必要となります。

(オ) 精神疾患医療

都では、地域における精神科病院・診療所や精神科以外の一般診療科の病院・診療所等の関係機関の連携を強化し、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築することを目的に、区東北部二次保健医療圏および南多摩二次保健医療圏においてモデル事業を実施しています。平成 22、23 年度は精神科医療機関の連携の推進を中心とした「地域精神科医療ネットワークモデル事業」を実施しました。平成 24 年度は、次期医療計画に定める疾病として新たに精神疾患が加えられたことに伴い、一般診療科を含めた連携も視野に入れた「精神科医療地域連携モデル事業」を実施し、それぞれのモデル圏域において連携会議の開催、医療資源調査、ガイドマップの作成など地域特性に合った地域医療連携体制の整備を積極的に進めています。

また、精神疾患を早期に発見・対応し、身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる日常診療体制を構築することを目的とする、精神疾患早期発見・早期対応推進事業を 23 年度から開始しています。都内医療機関の一般診療科医師を対象とした精神疾患や精神保健医療の法制度等に関する研修や、一診療科のみでは対応が困難な事例に関する一般診療科医師と精神科医師による合同症例検討会を実施しています。

区においても、練馬区医師会が事務局となり、精神疾患に関する研修事業のほか、23 年度より地域における精神科医と一般かかりつけ医による連携会議を開催しています。

精神疾患にかかった人の多くは、まず身体的不調を訴えて精神科以外の科を受診する傾向が強いことから、早期発見、早期治療のためには、かかりつけ医と精神科医の連携を深めることが必要です。

また、重複投与や相互作用による副作用などの健康被害を防止するために医療機関と薬局の連携を進める必要もあります。さらには、かかりつけ薬局として適切に

服薬指導を行っていくことも必要です。

イ 施策の方向性

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病については、都が二次保健医療圏ごとに圏域別検討会等を設置し、限られた保健医療資源の中で、疾病の特徴に応じた医療機能を明確にするとともに、医療機関等を調査・検討し、それぞれの医療機能を担う医療機関を示して医療連携を図り、切れ目のない医療体制を構築しています。

区は、区西北部二次保健医療圏の検討会等の委員として参加し、地域における医療連携を推進していきます。

また、精神疾患に関しては、症状が多彩にもかかわらず自覚しにくい、症状が変化しやすいことなどから、医療支援が届きにくいという特性があるため、発症してからのできるだけ早期に必要な精神科医療を受けることができるような支援体制が必要です。区内には、精神病床を有する慈雲堂内科病院、陽和病院、大泉病院を始め、55の自立支援医療費制度（精神医療）指定医療機関があるなど精神疾患に関する医療資源が他区に比べて充実しています。このような特性を活かし、今後、精神症状のある一般診療科受診患者を適切な精神科医療へつなぐ流れを確立するためにも、練馬区医師会等と情報交換を図りながら精神科医と一般かかりつけ医との連携を進めていきます。

ウ 主な取組事業

事業名	事業概要
練馬区糖尿病医療連携検討専門部会	<p>糖尿病対策において、かかりつけ医と専門医療機関との切れ目のない医療連携体制の構築やスタッフの確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民への啓発 （区民公開講座、練馬区糖尿病医療機関マップ作成） 練馬区糖尿病医療連携ネットワーク推進講演会の開催
東京都区西北部糖尿病医療連携推進検討会	<p>予防から治療にいたる一貫した糖尿病対策の推進を図り、二次保健医療圏において身近な地域で適切な治療を受けられる環境について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会の開催 糖尿病地域医療連携ツールの研究
東京都区西北部脳卒中医療連携検討会	<p>救急搬送体制の確保や症状に応じたりハビリテーション、在宅療養生活のための医療・介護の連携方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民公開講座 脳卒中地域連携パスの検討

(3) 施策3 事業ごとの医療連携の推進

ア 現状と課題

(7) 救急医療・小児救急医療

区内の二次救急医療および三次救急医療体制を補完するため、初期救急医療として、区は次のような施設・体制を整備しています。

- ① 練馬休日急患診療所、石神井休日急患診療所、練馬区夜間救急こどもクリニック
- ② 練馬つつじ歯科休日急患診療所、石神井歯科休日急患診療所
- ③ 休日診療当番医療機関等—医科6か所（日・祝休日）、柔道整復施術所（接骨院）3か所（休日、年末年始など）、歯科1か所（年末年始および5月の連休）
- ④ 練馬区休日・夜間薬局、石神井休日夜間薬局

初期救急については、二次、三次救急医療機関が、入院を要する中等症患者、重篤患者を集中的に診療できるように、今後もその維持、充実を図る必要があります。

小児救急医療においても、順天堂練馬病院と練馬光が丘病院の2病院では、高度医療に取り組むことが望ましいと考え、軽症な患者は「こどもクリニック」のような初期救急医療施設が担当し、重症な場合には2つの病院が担当するといった役割分担と連携が必要です。

そこで、こどもクリニックの後方病床として、順天堂練馬病院と練馬光が丘病院に毎日1床ずつ病床を確保し、二次救急との連携体制をとっています。

また、保護者の方は軽症であっても不安な気持ちから病院で受診するという実態があります。そこで、「急病や事故のときの対処法」や「いざという時に役に立つ情報源」の情報提供を行い、小児救急医療の適切な受診を呼びかけることが必要だと考えます。

区では、平成18年から練馬区医師会の協力を得て、「小児救急ミニ講座」を開催しています。この講座は、小児科医が保健相談所や「子育てのひろば」（0歳から3歳の乳幼児とその保護者の方を対象とした地域の施設）に出向き、こどもの病気や急な症状への対処法を講義するとともに、保護者の不安を少しでも解消できるように、日頃保護者が疑問に思っていることに対して小児科医が回答する質疑応答を行っています。

また、区は練馬区医師会、順天堂練馬病院、練馬光が丘病院の小児科医師や実務担当者による練馬区小児救急医療連絡協議会を設置し、区の小児救急医療の今後のあり方などについて協議・検討しています。

(4) 周産期医療

練馬区の人口10万人に対する産婦人科、産科の標榜状況は、都に比べ低くなっています。区の人口は70万人を超えているにもかかわらず、分娩を扱う医療機関等は9施設（病院4、診療所3、助産所2 平成24年8月1日現在）しかなく、練馬区民の6割以上は区外で出産しています。このため、多くの妊産婦さんがどこで出産できるのかという不安を抱えています。既存民間病院の産科医療に携わる医師等の

人材を確保するのは難しい状況にあるため、病院と診療所等との連携を進め、機能と役割を明確にしていくことで、既存病院の産科医療が充実できる体制を地域で構築していくことが必要となります。

分娩を扱う医療機関においても、ハイリスク妊産婦の扱いをどうするかといった問題や、区内で出産できる施設が明らかに不足していることから、区内に分娩可能な施設を整備するとともに、病院と区内の診療所、助産所との連携を構築し、区内での出産体制の充実を図る必要があります。

(ウ) 心身障害者（児）および在宅要介護高齢者歯科診療事業

かかりつけ歯科医を持ちにくい心身障害者（児）や在宅要介護高齢者に対応するため、区では、平成7年度に区役所東庁舎内に練馬つつじ歯科休日急患診療所を設置し、心身障害者（児）や在宅要介護高齢者を対象とした歯科診療事業を実施しています。平成15年度からは、練馬区歯科医療連携推進事業（3年間の時限事業）を実施し、心身障害者などのかかりつけ歯科医の定着促進、専門歯科医療機関との連携推進など、練馬つつじ歯科休日急患診療所の事業の充実に努めました。

さらに、平成18年度からは、摂食・えん下⁴⁸リハビリテーション外来および訪問診療事業を開始し、摂食・えん下機能に障害のある方への診療を実施しています。区内には摂食・えん下診療を行う専門医療機関がなく、患者数は増加傾向であるため、診療日数などの見直しを定期的に行い、事業の拡充に努めています。今後も増加が見込まれる患者への対応、在宅療養者の生活を支えるかかりつけ医・歯科医や介護・福祉サービス事業者との連携が課題となっています。

イ 施策の方向性

(7) 救急医療・小児救急医療

今後、高齢化の進展により救急患者の増加が予想され、そのために、引き続き休日・夜間急患診療事業の円滑な運営を行うとともに、区民需要の動向にあわせ、休日・夜間急患診療事業の充実に努めます。

また、区民への救急診療体制の周知と受診案内の充実に努めます。

小児救急医療の充実として、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を継続するとともに、小児の二次救急医療を担う順天堂練馬病院や練馬光が丘病院との連携を推進します。

さらに、急変時の手当の仕方や、すぐに医療機関に受診が必要かどうかの判断の助けとなるような知識を普及するため、小児救急ミニ講座などの充実に努めます。

(4) 周産期医療

病院と診療所が連携し、産科医療が充実できる体制を構築していく方策の一つとして、妊娠32週頃までは診療所で妊婦健診を受け、それ以降は病院で受診し、病院の医師が分娩を扱うという周産期セミオープンシステム事業があります。

周産期セミオープンシステム事業は、妊婦健診と分娩の役割を分担することで、

妊婦さんにとっては近くの診療所等で妊婦健診ができ、また、病院と診療所等が妊娠経過や検査結果の情報を共有することにより、早い時期から分娩に向けての安全な体制を築くことができることから、今後、本事業の充実を図っていきます。

(d) 心身障害者（児）および在宅要介護高齢者歯科診療事業

心身障害者等のかかりつけ歯科医の定着促進と歯科医療連携の推進を引き続き図ります。また、要介護高齢者の誤嚥性肺炎⁴⁹の予防などに、口腔ケアと摂食・えん下機能回復の重要性が指摘されており、今後も事業の充実に努めます。

ウ 主な取組事業

(7) 救急医療・小児救急医療

事業名	事業概要（23年度受診者数）
休日・夜間における初期救急診療事業	休日・夜間における初期救急診療の医療提供体制を築き、二次・三次救急医療体制を補完する。 12,248人（練馬休日急患診療所） 7,447人（石神井休日急患診療所） 5,720人（休日診療当番医療機関）
休日における歯科診療事業	休日における歯科診療を確保し、歯科診療所とともに区内の歯科診療体制を築く。 502人（練馬つつじ歯科休日急患診療所） 583人（石神井歯科休日急患診療所） 94人（休日診療当番医療機関）
休日・夜間における調剤薬局事業	練馬休日急患診療所と石神井休日急患診療所の開設時間に併せて休日・夜間における調剤を行う。 10,473人（練馬区休日・夜間薬局） 6,726人（石神井休日夜間薬局）
休日における当番接骨院事業	休日における柔道整復施術を確保し、柔道接骨院等とともに区内の柔道整復施術の提供体制を築く。 530人
練馬区夜間救急こどもクリニック事業・後方病床確保事業	夜間救急こどもクリニックで診察を受けた小児患者のうち、入院を必要とする患者のために、順天堂練馬病院および練馬光が丘病院に1床ずつ後方病床を確保し、連携体制を推進する。 5,664人（練馬区夜間救急こどもクリニック）
小児救急ミニ講座	区民に身近な子育てのひろばなどで、地域の小児科医により、子どもの急病時の対処や受診の仕方について普及啓発する。 19回（19施設）、429人

練馬区小児救急医療連絡協議会	救急搬送体制や区内の小児救急医療のあり方を協議、検討する。 年3回
----------------	--------------------------------------

(イ) 周産期医療

事業名	事業概要
周産期セミオープンシステム事業	妊婦健診と分娩の役割を分担する事業に加え、下記事業を合わせて行う。 周産期医療連携推進会議 年2回 妊婦啓発事業 年1回
東京都区西北部周産期医療ネットワークグループ連携会議（産科部会）	医療機関の機能ごとの役割分担や情報交換・共有を進め、積極的な患者紹介など緊密な連携体制を築くことで、妊婦の妊娠から出産の過程や新生児への対応をグループ全体で支えることを目指す。

(ウ) 心身障害者（児）および在宅要介護高齢者歯科診療事業

事業名	事業概要（23年度受診者数）
心身障害者（児）および在宅要介護高齢者歯科診療	一般の歯科診療所では対応が困難な心身障害者等の診療および歯科相談を提供し、一般歯科診療所の歯科診療を補完する。 延べ件数 2,896件
心身障害者（児）歯科相談事業	延べ件数 121件
摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療事業	摂食・えん下機能が低下している高齢者のリハビリテーション診療を提供し、一般歯科診療所の歯科診療を補完する。 外来 102件 訪問 155件 口腔ケア 178件